

申告の準備を始めましょう！

平成30年分の確定申告に向けて、今から少しずつ準備を始めましょう。

今月は「医療費控除」と平成29年分から適用が開始された「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」についてお知らせします。

1. 医療費控除

□医療費控除とは？

その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる制度です。

□医療費控除の対象となる金額

対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高200万円)です。

その年の1月1日から12月31日までに実際に窓口で支払った医療費の合計額

— 保険金などで補てんされる金額※1

— 10万円※2 = 医療費控除額

※1 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金など

※2 その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

□医療費控除の対象となる医療費

(主に対象となるもの)

- ・医師などによる診療費や治療費
- ・治療・療養に必要な医薬品の購入費
- ・医療用器具の購入費
- ・出産費用
- ・介護施設などの負担額(介護保険サービス費用)

予防接種や健康診断など疾病予防に関するもの、診断書代、自己都合の差額ベッド代、治療に直接関係のないマッサージや歯科矯正代などは対象となりません。

また介護保険サービス費用なども全額が対象となるわけではありません。

□医療費控除を受けるためには

医療費控除を受けるためには、確定申告が必要です。また医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

役場(申告会場)で申告書を作成される場合は、収入が分かる書類(源泉徴収票など)のほか、医療費の領収書を忘れずにお持ちください。その際、医療を受けた人、病院ごとに集計してお持ちください。

なお医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を省略できます。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。

よくあるご質問

Q.どのくらい税金が減額(還付)になりますか。

A.次の方法で計算した結果を目安にしてください。

〈所得税〉

医療費控除の額 × 所得税率 (5~45%の間) = 還付額 (目安額)

〈個人町県民税〉

医療費控除の額 × 10% = 減税額

※翌年度分の町県民税が減額となります。

Q.人間ドックや健康診断の費用は対象になりますか。

A.疾病の治療を行うものではないので、対象になりません。ただし、人間ドックや健康診断などで重大な病気が発見されて引き続き治療を受けた場合は、人間ドックなどの費用も対象となります。

Q.おむつ代は対象になりますか。

A.傷病により6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつを使う必要があると認められた場合は対象になります。この場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」の提出が必要となります。